

令和8年度市有林整備事業（古宮字平谷地区）

特記仕様書

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、美馬市（以下「発注者」という。）が発注する「令和8年度市有林整備事業（古宮字平谷地区）」（以下「本業務」という。）に適用する。

本業務に関する設計図書及び特記仕様書に定めのない事項については、公益社団法人徳島森林づくり推進機構が定めた「徳島森林づくり推進機構請負事業仕様書」及び、徳島県県土整備部が定めた「徳島県設計業務共通仕様書」、「徳島県測量作業共通仕様書」、「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書」等を準用するものとする。

第2条 業務目的

本業務は、美馬市穴吹町古宮字平谷地区にある市所有の山林において間伐作業を実施し、森林の適正な管理を行うことを目的とする。

第3条 履行期間

契約締結日から、令和8年12月28日までとする。

第4条 対象地区

- ・ 美馬市穴吹町古宮字平谷地区（美馬市穴吹町古宮字平谷 674-1）

第5条 事業種

搬出間伐、作業路開設、作業路補修、素材運搬

第6条 施行方法

作業道の開設及び搬出間伐（2存1伐による列状間伐）及び更新伐

第7条 業務概要

本業務の概要は次のとおりとする。

I 共通

1 材料の搬入及び管理

- （1）事業用資材は、事業の行程に従い、その進捗に支障の無いよう十分な計画性を持って事業現場に搬入しなければならない。
- （2）搬入した事業用材料のうち、発注者の指示するものは、あらかじめ発注者の検査を受け、その指示に従い使用し、また保管しなければならない。保管材料は、発注者が必要に応じて行う点検に対応できるよう保管しなければならない。

2 後片付け等

受注者は、事業が完了したときは、後片付け等現場管理及び清掃を行わなければならない。

3 緊急時の対応

- (1) 受注者は、気象災害や労働災害等が発生した場合に、必要な対応を迅速に執ることを目的とした連絡体制を整備すること。
- (2) 前項の連絡体制には、現場作業員からの緊急連絡を受ける連絡員を配置し、当該連絡員が緊急対応に関係する機関に連絡すること。

II 素材生産事業

1 伐木作業

- (1) 設計図書及び発注者が指示する材木は、素材原木として不適當なものでも、すべて伐採すること。
- (2) 指定伐採区域外の立木を、伐倒のかかり木等の支障木として伐採する必要を生じたときは、発注者の指示を受けること。
- (3) 伐倒の方向は原則として斜面上方又は側方とし、立木の成立状態、隣接木の状況等周囲の地形及び地物の状況を勘案して最も安全で、かつ林木の損傷が少なく、集材が容易と認められる方向に倒すこと。
- (4) 伐採点の標準は、傾斜地においては傾斜面山手の地面に接する点に、平地においては地面近くとすること。ただし、根株に極印のある立木は、極印を残して伐採すること。
- (5) 受口は伐採点より低く、ほぼ樹心に達するまで切り込み、割裂のないように心がけ、伐倒しようとする立木の重心を勘案して伐倒方向を確実に定めること。
- (6) 追口は、受口の切り口の上部に水平に鋸を入れること。
- (7) 伐倒に際しては、「くさび」を使用して伐倒方向を安定させ、倒木の速度を加減して徐々に倒すこと。

2 集材、搬出作業

- (1) 集材、搬出作業は、設計図書及び発注者が指示した方法に従って実行すること。
- (2) 集材にあたっては、残存立木に損傷を与えないこと。
- (3) 作業上必要な資材として、市有林地内の立木及び土石等を使用する場合、又は作業上生じた支障木については、必ず発注者の指示を受けること。
- (4) 作業上転落、破壊等の防止対策を講ずる必要があるときは、発注者の指示に基づいて行うこと。
- (5) 搬出路、盤台等を開設する場合は、発注者の指示によって行うこと。
- (6) 小径木の取扱は、「小とび」等を使用し、材に損傷を与えないこと。

- (7) 搬出材は、発注者が指定する場所に集積すること。
- (8) 全幹集材の場合の盤台は（荷受台を含む）は、十分堅牢で、かつ枝打ち、造材、荷さばき等の作業が円滑にできる広さを確保すること。
- (9) 全幹集材によって生ずる枝葉等は適切に処理すること。

2 運搬作業

- (1) 受注者は、設計図書及び発注者の指示に従い、素材を指定された場所に運搬すること。
- (2) 受注者は、貨物自動車に丸太の積載に適した装置を施して、運搬途上の荷崩れ等の防止に努めること。
- (3) 積込み、積み卸しは、材に損傷を与えないよう行うこと。
- (4) 道路法及び道路交通法等の各種道路交通関連法規を遵守すること。

III 作業道事業

1 森林作業道開設

- (1) 事業着手前に、設計図書及び現地測量杭の位置を確認し、素材生産事業に支障とならない線形であるか確認すること。
- (2) 幅員は3 m程度、伐開幅は4.7 m程度とするが、作業道開設工事及び高性能林業機械の稼働に支障の無い範囲で最小限になるように努めること。
- (3) 伐開により発生した枝条は、道下2 m位の位置にならべ置くこと。
- (4) 工事にあたっては、切取盛土土量が均等となるよう林地の保全に努めること。
- (5) 切取り勾配は切取直高1.5 m程度までは直切りとし、それ以上の切取り箇所は3分程度までの法勾配を設けること。
- (6) 盛土面は1割2分の法勾配を設けることを基準とし、現地発生の根株はできるだけ法尻に敷並べ路体の保護に努めること。
- (7) 縦断は、一定勾配の距離の目安を30 m程度とする波状勾配とし、雨水による路面浸食の防止及び路体の安定をはかること。また、25度以上の最急傾斜角は設けないこと。
- (8) 曲線半径は4 m以上を基準とする。
- (9) 丸太組工、排水溝及び表土ブロック等の工作物は、発注者と協議し施工すること。
- (10) 上記仕様により難しい場合は、必ず発注者の指示を得ること。